

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 11 日

各都道府県・市町村 生活保護担当課 御中
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給については、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日付社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（例）について」（令和3年6月11日付け事務連絡）によりお示したところです。

本事業の実施に際し、各都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）における事務の詳細を、別紙のとおりお示しします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

MAIL: shienkin01@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務マニュアル

1 用語の定義等

基準額： 申請日の属する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額 （注）現行の住居確保給付金と同様

住宅扶助基準に基づく額：「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）別表第 3 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額をいう。

ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 7-56 に基づく運用を行っている場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7-4-(1)-オに定める特別基準額によるものとする（※）。 ※ 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。 （注）現行の住居確保給付金と同様

常用就職：期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約をいう。

2 実施主体

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）である。関係事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務は都道府県等の責任において行う。

一方、相談・受付業務等の窓口業務については、他の機関（以下「受託機関」という。）に委託し、実施することも可能である。なお、緊急小口資金等の特例貸付を実施している社会福祉協議会や住居確保給付金の窓口業務を実施している自立相談支援機関は、現在業務負担が増大しているため、各都道府県等において委託先を検討する場合は、そうした事情も考慮しながら、適切に対応するものとする。

3 支給対象者

(1) 支給対象者

自立支援金の支給対象となる者は、次表の①～⑥のいずれにも該当する者である。

①	次のいずれかに該当する者であること (イ) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること (ロ) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること (ハ) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと (ニ) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと 【再貸付終了等要件】
②	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること【生計維持要件】
③	申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。【収入要件】
④	申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。【資産要件】
⑤	次のいずれかに該当すること イ) 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。 ・ 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける ・ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける ・ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ロ) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること 【求職活動等要件】
⑥	職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと

⑦	生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
⑧	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
⑨	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(2) 基本要件

①再貸付終了等要件

次のいずれかに該当する者であること。

- (イ) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること
- (ロ) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること
- (ハ) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと
- (ニ) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと

②生計維持要件 ※住居確保給付金と同様

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。

③収入要件

申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下（※）であること。

- (※) 住居確保給付金では、基準額と賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下としているが、自立支援金では、支給対象を住宅を賃借している者だけに限っていないことから、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下としている。

<基準額について> ※住居確保給付金と同様

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等

割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。)に1/12を乗じて得た額(1,000円未満切り上げ)とする。

基準額は、各都道府県等において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

- イ) 各都道府県等の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。
- ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ)で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する(1,000円未満切り捨て)。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。
- ハ) ロ)で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する(1,000円未満切り上げ)。

<世帯について> ※住居確保給付金と同様

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。ただし、未成年かつ就学中の子の収入は自立支援金にかかる収入には含まない。

<収入について> ※下線部を除き住居確保給付金と同様

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(ただし交通費支給額は除く。)とする。

また、自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)をいう。

b 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。ただし、住居確保給付金は除く。

c 親族等からの継続的な仕送り

d 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として

算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 公的給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

④資産要件

<金融資産の範囲> ※住居確保給付金と同様

金融資産とは、預貯金及び現金をいう。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

⑤求職活動等要件

求職活動を行う場合と、生活保護の申請を行う場合のいずれかを満たすこととする。

<求職の申込>

申請者は、公共職業安定所への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、都道府県等は、公共職業安定所への求職申込みを求める。

<求職活動について>

申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書(様式1-2)(以下「確認書」という。)によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動を確認することとする。

都道府県等は、支給対象者に対し、常用就職に向けた次のイ)~ハ)の求職活動を行うことを求めるものとする。

イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

※求職活動等状況報告書(様式4及び様式4別紙)により確認

ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

※職業相談確認票(様式5)により確認

ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※常用就職活動状況報告書(様式6)により確認

※ 毎月の求職活動の確認について

イ) については、本人から自立相談支援機関に様式4別紙を送付。

ロ) 及びハ) については、本人から様式4、5、6を都道府県等に送付。

(参考)

自立相談支援機関が自立支援金の窓口業務を行っている都道府県等においては、例えば、現行の住居確保給付金と同様に、自立相談支援機関においてイ)～ハ)の書類を受け付け、都道府県等に送付するといったフローも考えられる。

いずれにせよ、各都道府県等の実情に応じ、受給者の負担軽減の観点も考慮しながら、適切な対応をとるものとする。

<生活保護を申請した場合>

申請時に、生活保護を申請し当該申請に係る処分が行われていない状態にあることを、受領印が押印された生活保護申請書の写しによって確認する。

自立支援金の支給決定後、5(5)②により、福祉事務所に自立支援金の支給決定者の情報を提供することとしており、それを受け、福祉事務所側から、自立支援金の支給決定者のうち、生活保護の申請を行った者の当該申請の処分の内容が提供されることとなっているため、その情報に基づき、対応を行う。

また、生活保護申請が却下された場合、求職活動等要件を満たすために、受給者は、基本的には公共職業安定所へ求職申込みを行い、上記イ)～ハ)の求職活動を行うこととする。

4 支給額等について

(1) 支給額について

自立支援金は一月ごとに支給し、その月額は以下のとおりとする。
単身世帯：6万円　2人世帯：8万円　3人以上世帯：10万円

(2) 支給期間について

三月とする。

【留意点】

- ・申請日の属する月において総合支援資金(再貸付)を受けている者(3(1)①ロ)については、最終借入月の翌月分から支給する。
- ・申請日の属する月において総合支援資金(再貸付)を受けていない者(3(1)①イ、ハ、ニ)については、申請日の属する月分から支給する。

(3) 申請期限について

令和3年8月31日とする。

(4) 支給方法

自治体から、受給者の口座へ振り込むものとする。

5 支給決定までのプロセス等

(1) 支給申請の受付

自立支援金の支給を受けようとする者は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書」（様式1-1）に、申請時確認書（※）その他添付書類等を添えて、都道府県等（受託機関が窓口業務を行う場合は受託機関でも可）に提出する。

申請の方法は、郵送、対面、対応可能な場合は電子メールなどとする。

（※）申請時確認書で、関係機関等への個人情報の照会・提供の本人同意を取得する。

(2) 添付書類

支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

①本人・世帯構成の確認書類

住民票の写し

②再貸付終了等の確認書類

次の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ右欄の書類を提出する。

再貸付を受けた者であつて、申請日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること（3（1）①イ）	再貸付の借用書（控）（※）及び再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し （※）再貸付の貸付決定通知書でも可 【再貸付の借用書（控）を用意できない場合】 再貸付を活用した旨の申告書（様式1-3）
再貸付を受けている者であつて、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること（3（1）①ロ）	同上
都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと（3（1）①ハ）	再貸付の不決定通知書 【用意できない場合】

	再貸付が不決定になった旨の申告書（様式 1-3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し
都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと (3 (1) ①二)	都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった旨の申告書（様式 1-3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し

※通帳は、電子的にのみ管理している場合（いわゆる web 通帳の場合）はその画面）の写し。

③収入関係書類 ※住居確保給付金と同様

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

（参考）

収入関係書類としては、以下のものが考えられる。基本的には、申請者の申告によるものとする。

- a 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
- b 預貯金通帳（電子的にのみ管理している場合（いわゆる web 通帳の場合）はその画面）の当該収入の振込の記帳ページ
- c 公的給付等の支給額が分かる書類
 - ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書
 - ・年金を受けている場合は、年金手帳
 - ・その他の福祉手当等を受給している場合は、各種福祉手帳

④金融資産関係書類 ※住居確保給付金と同様

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等（電子的にのみ管理している場合（いわゆる web 通帳の場合）はその画面）の写し

(参考)

金融資産関係の書類は、預貯金通帳又は残高証明等が考えられる。基本的には、申請者の申告によるものとする。

※ 不正受給が疑われるなどにより必要に応じて、本人の同意に基づき、金融機関への照会を行うことができる。照会の実施方法は、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成24年9月14日付社援保発0914第1号社会・援護局保護課長通知）に準じた方法とする。ただし、同通知の別紙様式については、本マニュアルの参考様式1に差し替えて照会を行うこと。

⑤求職活動等要件確認書類

<ハローワークへの求職申込みがわかる書類>

公共職業安定所から交付を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写し

<生活保護を申請している場合は、生活保護を申請していることがわかる書類>

受領印が押印された生活保護申請書の写し

⑥振込口座関係書類

金融機関の通帳等（電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面）の写し（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かる部分）

【留意点】

- 自立支援金の申請時に、現に住居確保給付金を受給している場合は、①、③、④、⑤（生活保護申請の場合は除く）は住居確保給付金の支給決定書をもって代替することを可能とする。

(3) 公共職業安定所への求職申込み

- ① 都道府県等（自立相談支援機関等が窓口業務を行う場合は自立相談支援機関等）は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない支給申請者に対し、申込みを求める。
- ② 支給申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを、都道府県等（自立相談支援機関等が窓口業務を行う場合は自立相談支援機関等）に提出する。
- ③ 職業訓練受講給付金の利用状況については、原則として支給申請者の申告によるものとする。

(4) 審査

- ① 受託機関が相談窓口となっている場合、受託機関は、申請書類が一式そろった時点で、受領印を押印し、都道府県等に送付する。

なお、添付書類等は申請書及び申請時確認書と同時に提出されることが望ましいが、後日提出されることが見込まれる場合は、申請日については、申請書が都道府県等（受託機関が窓口業務を行う場合は受託機関）に到達した日（又は消印の日）とするなど、柔軟な対応を行うこと。

- ② 都道府県等は、提出された書類に基づき、支給申請の審査を行う。（参考様式2のチェックリストを適宜活用されたい。）

基本的には申請者の申告によるものとし、都道府県等が特に必要と認める場合に限り、申請時確認書で取得している同意の範囲で、関係機関に照会を行うこととする。

なお、再貸付終了等要件の審査に当たっては、都道府県社会福祉協議会から提供される再貸付に関する情報と適宜突合しながら審査を行うこと。

(5) 支給決定等

- ① 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては、都道府県等は「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書」（様式2。以下「決定通知書」という。）を交付する。

あわせて、「求職活動等状況報告書（様式4）」、「職業相談確認票（様式5）」、「常用就職活動状況報告書（様式6）」を3月分、また、「常用就職届」（様式7）を交付する。

- ② 都道府県等は、自立支援金の支給決定を行った場合、以下の機関に、それぞれ次に定める情報を提供する。※確認書において、本人同意を取得済。

※ 1週間に1回程度で対応するものとする。

提供先	提供する情報
自立相談支援機関（必須）	氏名、生年月日、住所、電話番号、自立相談支援機関に対して仕事以外の生活上の困り事の相談希望の有無 【参考様式3-1】
福祉事務所（必須）	氏名、生年月日、住所、電話番号、生活保護の相談の希望の有無 【参考様式3-2】

市町村社会福祉協議会 (必須)	氏名、生年月日、住所、電話番号 【参考様式3-3】
--------------------	---------------------------

- ③ なお、審査の結果、新型コロナウイルス感染症自立支援金の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、都道府県等は、不支給の理由を明記の上、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書」（様式3）を交付する。
- ④ 支給決定者に対して、決定通知書の交付の際に、あわせて「生活保護のリーフレット」を送付する。

(6) 常用就職及び就労収入の報告

① 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は常用就職届（様式7）を都道府県等（受託機関が窓口業務を行う場合は受託機関でも可）に対し提出する。

② 就労収入の報告

上記①による報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、都道府県等（受託機関が窓口業務を行う場合は受託機関でも可）に提出する。

6 支給の中止について

下記のいずれかに該当した場合、都道府県等は自立支援金の支給を中止する。

- ① 受給者が、受給中に求職活動等要件を満たしていないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
- ② 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。
- ③ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。
- ④ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑤ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

- ⑥ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- ⑦ 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。
- ⑧ 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑨ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

都道府県等は、上記により支給を中止した場合は、受給者に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（様式8）」を交付する。

7 その他

(1) 社会福祉協議会に対する再貸付情報の提供の求め等について

- 自立支援金の再貸付終了等要件については、原則として、申請者からの添付書類により確認することとしているが、適切な支給の実施のため、社会福祉協議会側から再貸付に係る情報を都道府県等に提供可能となるような措置（補足参照）を講じることとしている。※関係告示を6月下旬に改正・施行予定。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条の規定に基づき、都道府県等から当該都道府県等の存する都道府県社会福祉協議会に、再貸付情報の提供を求め、都道府県社会福祉協議会から提供していただくというスキームとなる。具体的な対応については、令和3年6月11日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給事務に必要な総合支援資金（再貸付）に関する情報の取扱について」を参照されたい。
（※）特定公的給付の指定が行われる（6月下旬予定）までは、情報提供依頼、情報提供はできないが、指定後すぐに対応できるよう、事前の準備は早め実施していただきたい。

【補足】

- 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」への指定を検討中。これにより、以下①②が可能になる。
※子育て世帯生活支援特別給付金も、既に特定公的給付に指定されている。

① 自立支援金の支給要件確認等のために必要となる緊急小口資金等の特例貸付の情報や、生活保護関係情報、職業訓練受講給付金関係情報を、自立支援金の事務のために取得・利用することが容易になる。

※ 個人情報保護法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における目的外利用の適用除外の要件としての「法令に基づく場合」に該当するものと一般的に考えられる。

② 支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報等を個人番号（マイナンバー）を利用して管理することができる。

（参考）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）抄

第三章 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

（特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理）

第十条 行政機関の長等は、特定公的給付（個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものをいう。）の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。

（資料の提出その他の協力）

第十一条 行政機関の長等は、前条に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

（2）支給実績等の報告について

- 自立支援金の実績は、福祉事務所を設置する町村、市（政令市除く）、特別区分は都道府県がとりまとめて国へ、政令市分は政令市から国へ直接報告するものとする。
- 報告事項は、月ごとの申請件数、支給決定件数、支給済額とする。

- 毎月5日までに、前月分を国へ報告するものとする。

(3) 自立支援金の周知等について

- 自立相談支援機関や社会福祉協議会などでのリーフレット、申請書類の配布や都道府県等ホームページでの申請書類の公表など、適切に対応されたい。
- また、都道府県社協から提供を受けた再貸付を受けている者の情報を元に、都道府県等からプッシュ型で申請書を送付する(※)といった対応も考えられる。その際は、都道府県社協から提供を受けた情報はあくまで再貸付時の情報であり、現在は住所を変更しているケースも想定されるため、改めて住民基本台帳で確認するなど、個人情報の取扱いにあたっては慎重に対応されたい。

(※) プッシュ型で申請書を送付する場合は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、都道府県社会福祉協議会から再貸付に係る情報提供を受け、送付していることを明記することとされたい。